

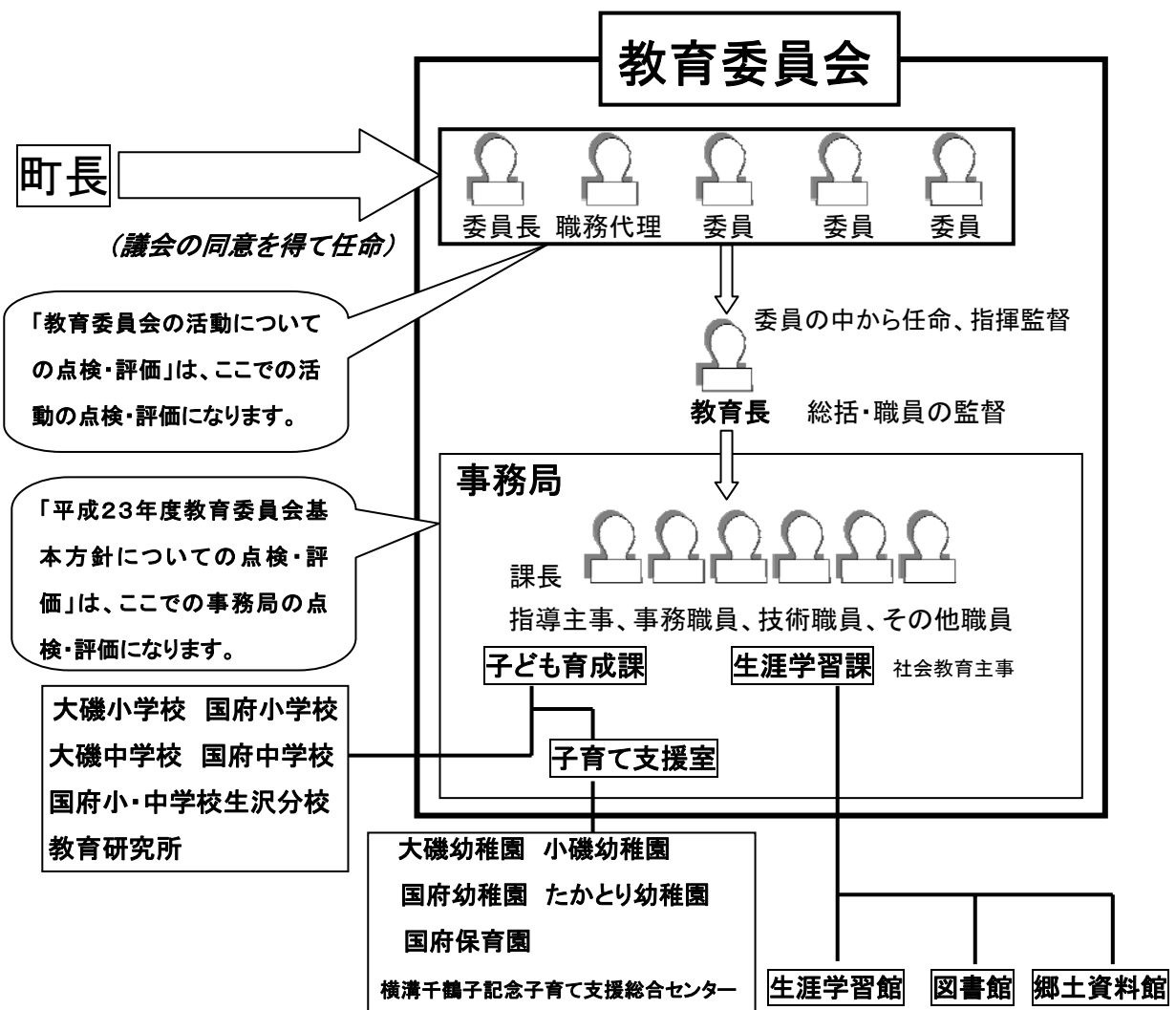
はじめに

1 教育委員会とは

(1) 教育委員会制度

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の定めにより、教育に関する事務を処理するため、都道府県、市町村等に設置される合議制の執行機関です。

- 大磯町教育委員会は、5人の委員から構成されています。
- 大磯町教育委員は、町長が議会の同意を得て任命します。教育委員の任期は4年で、再任されることもできます。
- 委員長は、委員の中から互選で選ばれ、教育委員会を代表し、教育委員会の会議を主宰します。委員長の任期は1年ですが、再任されることもできます。
- 教育委員会の権限に属する事務を処理するため、教育委員会に教育長と事務局が置かれています。
- 教育長は、委員長以外の委員の中から教育委員会が任命します。教育長は、教育委員会の指揮監督の下、すべての事務をつかさどります。
- 事務局は、教育長の統括のもと、教育委員会の権限に属する事務を処理します。事務局の組織は、それぞれの教育委員会の規則で定められています。



(2) 教育委員会の仕事

- ・学校その他の教育機関の設置、管理、廃止、教育財産の管理に関すること。
- ・教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- ・学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童の入学、転学及び退学の事務、また、幼児の入園、転園及び退園の事務に関すること。
- ・学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- ・教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- ・校長、教員その他の教育関係職員の研修、教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全厚生及び福利に関すること。
- ・学校給食に関すること。
- ・保育の実施に関すること
- ・子育て支援に関すること
- ・青少年教育、文化財の保護及びその他社会教育に関すること。
- ・教育に係る調査及び指定統計その他の統計に関すること。
- ・教育行政に関する相談に関すること。
- ・その他「地方教育行政の組織および運営に関する法律」に規定されている教育事務に関すること。

2 点検・評価の趣旨

平成 19 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され（平成 20 年 4 月 1 日施行）、各教育委員会は、毎年、その教育行政事務の管理執行状況について自己点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに公表することとされました。

本町教育委員会では、法改正の趣旨が教育委員会の責任体制を明確化することにより、効果的な教育行政の推進と地域住民への説明責任を果たすことであると捉え、「教育委員会の点検・評価」を実施し、報告書にまとめました。

3 点検・評価の対象

(1) 教育委員会の活動についての点検・評価

平成 23 年度の教育委員会の活動を項目別に点検し、自己評価及び課題・改善点等についての内部評価を行い、その後、学識経験者から内部評価の妥当性や指導・助言など外部評価をいただきました。

(2) 「平成 23 年度教育委員会基本方針」についての点検・評価

平成 23 年度教育委員会基本方針に掲げられている各分野の目標に対する重点施策の中で、特に重要課題と捉えた施策について、その実施状況を点検し、実施状況及び成果と課題をまとめ、その後、教育委員による評価を行いました。

4 点検・評価の流れ

